

# 令和4年度

## 第1回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年4月25日（月）

佐々町農業委員会

令和4年4月 第1回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年4月25日(月)午後13時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和4年4月25日(月)午後13時30分

4. 出席委員 (14名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	4	藤永 茂 君
5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君	7	坂口 隆英 君
8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君
12	山下 夕見子君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君		

5. 欠席委員 (4名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
3	池田 義 君	9	寶持 雅祥 君	13	濱野 卓也 君
推進委員	大瀬 敏幸 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	立石 徹 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農用地利用集積計画・配分計画の解約について

(4) 審議事項

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第4号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(5) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進

② 5月定例会の日程について

③ 視察研修について

④ その他

事務局長（金子 剛君） それでは、時間定刻となりましたので、令和4年度の第1回佐々町農業委員会を開催いたします。

それでは、初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。今日は大変暑くなりました。今年のゴールデンウィークは梅雨の先走りといえますか、不安定な天候が予想されております。これから農繁期になって忙しくなる時期に、作業するタイミングが大変悩ましいところでございます。

本日は、令和4年度第1回の総会です。本年度より新たな農業委員会による最適化活動の推進について法改正が行われまして、後ほどその一つである活動記録の記帳などについて、事務局から説明をさせたいと思います。

また、先ほど会が始まる前にもありましたけれども、新年度に当たり庁舎内の機構改革、人事異動が発令され、橋川前事務局長が定年退職され、新たに金子事務局長が農林水産課長と兼務となっております。また、立石君が事務局書記として配属されました。農業委員会の事務は継続的な事案が大変多いところでありますので、しっかりと励んでいただければと思っております。

本日も議事が円滑に進行しますよう、よろしくをお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

それでは、本日の出席委員につきましては、10名出席でございます。池田弴義委員、それから寶持委員、濱野卓也委員から欠席の報告がっております。それから、最適化推進委員につきましては4名出席でございますが、1名大瀬委員のほうから欠席の報告がいただいているところでございます。

委員については定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項をあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

それでは、議事に入ります。

まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、8番、藤永委員、10番、池田委員、指名しますのでよろしくお願いいたします。

日程（2）を終わります。

それでは、日程（3）報告事項に入ります。

報告第1号 農用地利用集積・配分計画の解約について、事務局の説明をお願いし

ます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、1ページをお願いいたします。報告第1号でございます。朗読説明いたします。

様式の第4号でございますが、利用権設定の解約の申出書が出ております。住所が〇〇〇〇、〇〇〇〇。かっこ書きにしております理由につきましては、〇〇〇〇さんがお亡くなりになられておりますので、お姉さまのお名前を入れさせていただいております。下記のとおり農用地利用集積計画を解約したいので申し出ますということでございます。

対象農地につきましては、佐々町市瀬免字羽須和63の1、面積2774m<sup>2</sup>、公告年月日が平成31年の3月28日でございます。

解約理由につきましては、受け手の都合によるものということが解約の理由といたしております。

次、2ページをお願いいたします。2ページのほうに、農用地等の貸借に係る解約の合意書を添付させていただいております。真ん中の3番、合意が成立した日、令和4年の3月30日、それから、4番の土地の引渡しの時期が令和4年4月1日でございます。貸付者と借受者の署名・捺印がされてるところでございます。

それから、3ページでございます。こちらは借受けのほうの解約でございます。朗読説明いたします。

利用権設定解約申出書。

住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

下記のとおり農用地利用配分計画を解約したいので申し出ます。

対象農地につきましては、佐々町市瀬免字羽須和63の1、面積が2774m<sup>2</sup>、公告日、令和1年5月8日。

解約の理由でございますが、経営規模の縮小のためということで、ちょっと農業のほうもう、ちょっときついということで、規模縮小をされたいということでの解約の申出書がっております。

4ページをお願いいたします。4ページにつきましては、農用地等の貸借に係る解約の合意書でございます。中間の3番の合意が成立した日、令和4年3月30日、土地の引渡しの時期が令和4年4月1日ということで、一番下のほうに貸付者と借受者の署名と捺印がされているところでございます。

それから、5ページでございます。場所を表示させていただいております。これは市瀬のちょっと〇〇〇〇さんから入っていきましてこのオレンジの囲っているところ、63の1ですね。ここが以前、〇〇〇〇さんがイチゴのハウスをされてたところでございます。ここを解約をしたいということで、その後につきましては、借り手が見つかっております、この横にあるところが志方の〇〇〇〇さんのトマトのハウスでございます、その方が1年間借りると。その後でございますが、今度、新

規就農者の方が、今、イチゴで農協の研修等で今されております。町外の方ですけど、その方が最終的には1年後に借りられる予定になっておりまして、1年間はここの維持管理といたしますか、そういう関係で〇〇〇〇さんが借りられるということで、ここ年間13万程度の賃借料でございましたが、1年間は無償でということで、維持管理ができるならそれにこしたことはないということで貸される方も言われておりますので、維持管理ということでの貸し借りで、その後は新規就農者が作っていくという予定でございます。

6ページのほうに現況のハウスがありますけども、ちょっとビニールハウス等、ちょっと劣化といたしますか、疼げたり、いろいろしておりますので、今後はその新規就農者の方がビニールを張り直して、再生していきたいという予定をしております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。今後、借り受けられる方の予定が決まっているということで、そしてまた、新規就農者がおられるということであれば、いいことではないかと思っております。ないようですので、次に進ませていただきます。

次に、日程（4）審議事項に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、議案書の7ページをお開きください。A3判の分ですね。朗読説明いたします。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてと。

土地の所在、北松浦郡佐々町口石免字舟人舟60番1。登記地目、田、現況地目、畑。面積が801m<sup>2</sup>。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、67歳、農業です。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、34歳、サービス業で、兼農業でございます。

申請の理由につきましては、売買契約により許可後に所有権を移転をするということでございます。

経営面積につきましては、まず、譲受人の農地が田が2万1,511m<sup>2</sup>で、牛を飼ってらっしゃいますので、放牧地が2,000m<sup>2</sup>と、合計の2万3,511m<sup>2</sup>。譲渡人が田の1万265m<sup>2</sup>、畑が1万8,385m<sup>2</sup>、合計の2万8,650m<sup>2</sup>でございます。譲受人の稼働人員については2名となっております。

次の8ページをお願いいたします。許可申請書を添付させていただいておりますけども、この8ページの一番下ですね。3番の権利を設定し、または移転しようとする契約の内容でございますけども、これは売買契約により許可後に所有権を移転するというので、坪単価3,000円程度での売買という状況でございます。

それから、9ページのほうをお願いいたします。この四角の枠の所有地でございま

すが、先ほど言いましたが、農地面積が1万151m<sup>2</sup>で、採草放牧面積が2,000m<sup>2</sup>で、下の所有地以外の土地、借入地ですね、が1万1,360、田の1万1,360m<sup>2</sup>という状況でございます。

それから、10ページの真ん中の(5)番ですね。その他の農作業への従事状況ということでございますけども、ここは牛のほうも160頭ほど飼っておられまして、年間もうほぼ365日農業をされているという状況でございます。

それから、11ページをお願いいたします。11ページの(2)番のところです。農機具または家畜と書いてありますけども、まず、所有されてるのは、トラクター3台、それから、トラック2tが2台で、フォークリフトを2台で、コンクリートミキサーを1台と、先ほど言いました牛が160頭という状況でございます。権利後につきましても、ここまでの農業をされてるのに支障はないかというふうに思われます。

それから、場所でございますけども、18ページをお開きください。この18ページのカラーの航空写真をつけさしていただいておりますけども、ちょうどこのオレンジで囲ってる分ですね。ここが今回の申請地という状況でございます。上に白い建物が見えますのが、ここが牛舎で、その左ちょっと上ですかね。ここは〇〇〇〇さんの自宅ということでございます。ここはもともともう、ちょっと契約までされてなかったんですが、〇〇〇〇さんと話をされまして、牛の飼料等もちょっと、もう作られていたという状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長(吉野 裕君) 何か地元委員から補足説明があれば。8番。

8番(藤永 九市君) それでは、地元委員として補足説明を行いたいと思います。

今、説明のとおりでございますけれども、これにつきましては、今月の13日、午後1時半からでしたかね。事務局から2人と、それから、私、地元委員の代表者1人と、それから、南部班長ですね。4人と、それから、〇〇〇〇御本人で現地を確認させていただきました。何も問題はないというように思いますけれども、これまでの経緯をちょっと触れさせていただきたいと思いますが、今、事務局からでもお話がございましたように、これにつきましては、もう水田でありながら、もう二、三年ぐらいもう作付していない状況の中で、牛の飼料等を作付されてきとったわけでありまして、〇〇〇〇さん、貸し手のほうの〇〇〇〇さんはどうしても兼業農家であるということから、牛もやめられた件もあって、牛の飼料作るというのもちょっと問題といたしますか、ただ、御存じのとおり、中山間直接支払制度事業にここは入っておられましたことから、ずっと何か作らなということで続けてこられたんですけれども、ここ十年、〇〇〇〇さんの足元ですから、入り口ですから、〇〇〇〇さんがよければ私が作ってあげてもいいですよということの中で、10年ぐらい牛の飼料を作ってこられたという経緯があります。

そして、そこに申し上げますように、これが交付金の関係があって、本人名義で利

用集積は図らずに、契約しないでこれまで来ておられるんですね。それまでは交付金の貸し手農家であります〇〇〇〇さんのところに入るわけですが、御存じのとおり、反当たり2万1,000円入りますよね。そういうことから、そういう関係もあって、作付だけはしてやっても、名義は変えんでやとけば、交付金は持ち主さんに入るということを配慮しながら続けてきたということでした。何で農業委員会を通さんやっただけで言いながらも、話をしてみたらそういうことでしたんで、そういうことで、この〇〇〇〇さんにつきましては、もう入り口ですから、あとは全部所有地でありますから、ぜひとも欲しいよってという気持ちもあられたようですし、一方〇〇〇〇さんのほうにつきましては、そういったことで、どうしても荷になっていたことで、今まで助かっておったけれども、買っていただければこの上ないというようなことから、いろいろと評価額等も提示しながら、事務局からの知恵を借りながら私が調整に入りまして、そして合意をいただいて、そういう形で、こういう形で申請をされるような状況になったということ、ひとつ皆さん方におつなぎしておきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上、地元委員としての説明を終わらせていただきます。お願いします。以上です。  
会長（吉野 裕君） ほかに何か御意見、御質問ありませんか。ないようですので、採決をいたします。第1号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 19ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による賃借権許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町鴨川免字鴨川169番3。登記地目、田、現況が休耕田でございます。面積が45m<sup>2</sup>。借受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、不動産管理業。貸出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。

転用の目的でございますけれども、露天の駐車場2台分ということでございます。ここは農地区分が第3種農地となっております。

それで、場所につきましては、まず、23ページをお開きください。申請地につきましては、この三角の黄色い部分、ここが45m<sup>2</sup>の申請地でございます。

申請の理由といたしましては、ここの下のほうに青く斜線があると思っておりますけれども、ここを〇〇〇〇さんのほうが購入されまして、倉庫、事務所ですかね、ということで、この従業員の方の駐車場をここに2台確保したいということで、今回の転用が上がっているところでございます。

24ページをお願いいたします。現況写真をつけておりますけれども、このちょうど



三角地点ですね。ここが今回の申請地という現況の写真でございます。

それから、次の25ページにも反対方向から写真を、現況写真をつけております。

それから、申し訳ございません。29ページをお願いいたします。29ページと30ページを、A3のほうをちょっとお開きください。同時に御覧いただければと思います。

まず、被害防除計画書になりますけども、(1)の申請地の造成の計画内容でございますが、まず、ここに、図面を見てのとおり、2台駐車場を予定をしております、ここを0.8m、80cmほど盛土をするという計画でございます。造成の計画に伴います被害防除の措置でございますが、土留め工事をするということで、ここに外周に、水路が外周を走っておりますが、ここは農業用水路として今後も使用するというので、ブロックをつくという計画でございます。

それから、排水路計画でございますけども、ここは全部下がちょうど水路の大きいところ、グレーチングが3つございますが、ここに全部雨水等は排水するという計画でございます。

それに伴いまして、31ページに、この三角地の隣が〇〇〇〇さんの農地でございます、一応承諾書を頂いているという状況でございます。

それから、32ページになります、ここについては、先ほど用水路が後ろに走っておりますので、この用水路の代表者の〇〇〇〇さんのほうにも承諾をいただいているという状況でございます。ここは所有権移転じゃありませんので、賃貸借ということで、約25年の契約の期間を設けましての賃貸借権ということでの申請が今回上がっているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

会長(吉野 裕君) 地元委員の補足説明をお願いします。2番。

2番(濱野 努君) 地元委員として説明させていただきます。

ここの土地は三角地でありまして、そう広く、御覧のとおり45m<sup>2</sup>ですかね。ずっと管理だけで、農作物は扱われてありませんでした。水路に関しては十分な作業の広さを設けるということで、承諾書も水路関係の承諾書も頂いております。若干、借りた土地と購入されてる建物とは若干離れてはおりますが、ほかに妥当なところがなかったということで、この土地を選ばれて、駐車スペースとして利用をしたいということで来られましたので、道の本当、入り口ではございますが、大丈夫じゃないかなと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長(吉野 裕君) この件について何か御意見、御質問はありませんか。ないようですので、採決をいたします。第2号議案について承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。(「ありがとうございました」の声あり) 挙手多数、全会一致で承認することとし、県に進達いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、議案書の34ページをまずお開きください。3になっているページですね。朗読説明いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請承認についてと、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町口石免字原468番1、地目、畑、現況地目、休耕田。面積が1,706m<sup>2</sup>。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、不動産業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。

転用の目的でございますが、建売の建売住宅、木造2階建ての7棟ということで、それに伴います駐車場が22台ということでございます。

農地区分につきましては、農地法第3種農地を予定をさしていただいております。

場所につきましては、38ページをお願いいたします。この黄色い部分が申請地でございます。国道から元〇〇〇〇のほうに入りまして、〇〇〇〇さんがあると思っておりますが、その横の道をぐっと奥に入ったところが申請地という状況でございます。

39ページをお願いいたします。39ページに現況写真を添付さしていただいております。ちょっと角度がいろいろ、いろんな角度からの写真でございますが、今こういった状況で、何も作ってらっしゃらないという状況でございます。

それから、43ページをお開きください。それと、44ページと同時に御覧いただければと思います。

まず、被害防除計画書でございますけれども、まず、盛土を行うということで、50センチ程度、一番低いところを50センチ盛土をするという予定でございます。

それから、(2)の造成計画に伴います被害防除措置がございますが、道路工事をすることと、防護柵を設けると。外周に防護柵を設けると。黒白の線がそうでございます。

それから、②番の農業用の用水排水施設に有する機能の支障生じないための措置ということで、ここは、ちょうど真ん中が幅員5mの道が予定されておまして、奥は行き止まりでございます。下のほうに行ったら、もう行き止まりというような道を造られておまして、その横に小さい四角がございますが、ここが用水路、雨水をするところですね。この上のほうに黒い部分がありますが、これがためますという予定でございます。

それから、汚水と生活雑排水につきましては、ここは下水道区域でございますので、下水道に直結をするという状況でございます。この青いラインですね。汚水配水って書いてありますが、各家から青いラインが入っているかと思っております。この道を通りまして、町道のマンホールに流し込むという予定をされております。

それから、周辺の農地に係ります営農条件に支障を生じさせない措置ということ

で、建蔽率等は当然建築基準法でクリアをされておるという状況でございますけども、2階建てですので、一番高くて7.06m程度という予定をされております。

それから、45ページのほうに1階と2階の平面図ですね。これは7棟予定ですが、1つだけ参考にとということをつけていただいている状況でございます。

それから、46ページのほうに立面ですね。東西南北から見た立面図を添付させていただきます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君） ただいま事務局のほうから説明がありましたが、ここの確認を事務局の金子課長と、それから、立石さんと、それから、業者の測量の方やったですね。あの方と一緒に現場を立会いしました。

場所のほうは、先ほど言われましたように、口石の〇〇〇〇っていう事務所があります。その横から奥のほうに入っていましたところが申請地になります。もうここ周りは住宅地ばかりで、特に農地はありません。里道もあります。里道と町道のあって、その中にこの7戸建ての建物が建つような状況です。特に農業等の被害等はありませんけれども、ありませんでした。後で、終わってからまた言います。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について……。

事務局長（金子 剛君） ちょっとよろしいですか。すいません。ちょっと言い忘れておりました、40ページの図面をもう一回お開きいただければと思いますけれども、ここ何年か本町におきましては、建売住宅がかなり増えてきているという状況でございますけども、この図面で道路の件ですね。ここのちょうど468の1と赤で申請地ち書いてありますが、ここがちょうど道路になる予定です。業者によっては町のほうに道路を提供するという方、業者も多々あると思います。この道路の条件としては、町のほうが提供を受けるという条件としましては、基本的に幅員が6m、幅が6m以上ですね、が基本的には条件になります。ここについては5mですけども、6mとしたとしても、この奥がもう行き止まりになっていますので、そういった場合は、もう町の提供は受けない、町はとにかく受けないと。ただ、条件がクリアしとったとしても、その提供するということでの協議は行われるわけですね。そこで必ずしも認定ができる提供もらえるということじゃありませんので、ただ、基本的な条件としては、通り抜けができて、幅員が6m以上という条件が、町に道路を提供するということになりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。2番。4番。

4番（藤永 茂君） 先ほど農業委員会としての補足の説明をしたけれども、この周りが住宅地になっております。それから、農業をしてるのが私だけが、私ともう一人おりま

すけれども、ほとんど住宅地になっていまして、私、畜産のほうで生計を立てております。それで、以前はあったんですけども、牛の臭いがするとか、それから、薬をかけるときに、薬剤が飛んでくるとかっていうふうな苦情があったりしておりますので、そうしたことの（聞き取り不能）の今はないようですけれども、そういったことの補足を書面で取り交わしをされたということがあります。それから、近隣の方に水の流れのことも、流れとか、水路の流し方について近隣の方にお話をしたところ、事業者の説明も全く聞いてもらえないので、そういった説明をしてほしいというふうなお話がありましたので、そういったところを要望として言っておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、藤永委員さんおっしゃったとおり、牛等を飼われてるということで、鳴き声とか薬の散布ですか。そういったもろもろにつきましては、以前もあそこの大新田で農薬散布とか、そういったときに苦情を言わないようにということで、意見が出た例があると思います。そこにつきましては、当然この売買契約等の中にそういった旨をうたってもらうように、こちらからもお願いするようにはしております。水路等につきましては、建設課とちょっと話をしない、現地確認をしないとイケないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 4番。

4番（藤永 茂君） 造成に当たって、業者の方の説明ちゅうのは、近隣の人にはしてもらえますかね。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） その辺はちょっと、この業者のほうと再度確認をしまして、説明のほう行きたいというふうには考えております。

以上です。

4番（藤永 茂君） それと、承諾書というのは、よかですかね。つけてもらわなくても、文書で交わしとったほうが……。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 承諾書につきましては、この農地転用の場合は、あくまでも隣接に農地があるということでの承諾になりますので、その承諾については、多分また別になるのかなというふうには思っております。

4番（藤永 茂君） 分かりました。

会長（吉野 裕君） ほかに何か御意見、御質問はありませんか。ないようですので、採決をいたします。

4番（藤永 茂君） あと一つ。もう一つ。すいません。

会長（吉野 裕君） 4番。

4番（藤永 茂君） 立会いのときに、事務局の課長と、立石さんと、それから、測量の方とで立会いをしました。我々近隣の人との造成する方については全く面識がありませんので、必ずそういった説明をしてほしいということを要望しておきますので、よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 了解いたしました。

会長（吉野 裕君） 2番。

2番（濱野 努君） すいません。ちょっと気づいたんですけども、この道、この周りの道がちょっと狭いようなんですけども、造成のやり方としては、もう（聞き取り不能）でしょう、その点、造成の（聞き取り不能）て、造成のやり方というか、（聞き取り不能）。

会長（澤野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今の段階では、ちょっと私たちもその確認は取れてないというのが現状でございます。後もって業者のほうに確認をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 今、4番委員さんからそれぞれ何回となく質問といいますかね、内容説明も含めてありましたけれど、私から違う観点から申し上げさせていただきたいと思いますが、皆さんもよく聞いてくださいね。これは大事なことです。総会の前に五役会ありますよね。これは毎回、1週間か前に。これは、今度、その月の総会の案件について提案することについて、事前協議を行うと。この総会よりも長くなる時があるんですよ、私の経験から申し上げますとね。これは会長、職務代理、それから、三役合わせまして、事務局と一緒に十分検討されるんですよ。その上でこれに上程するというか、資料を作成して、我々手元に一旦、推進委員さんも含めて郵送してきますよね。それを見て、我々がそれを審議するという形に流れがなってるんですね。だから、いろいろ問題提起するってないんですけども、4番委員さんの言わすこともごもっともですけども、要は、五役会でしっかりやっぱり十分協議をなさって、事務局に出され、事前協議をされることですから、意思疎通をもって、この総会に取り込んでいただきたいということ。これ分かってますけどもね。ややもすると、もう役員の中から質問をしたりとか、まあ質問というよりも、会長もしくは事務局長からの説明で補足するということもあり得ますけどもね。そもそも協議した内容をここでまた持ち出して、役員さんが提案をしたりするっていうのはおかしい。つまり、失礼な話か分かりませんがね。やっぱり五役さんは執行の立場に値するんですよ。事務局長と一緒に協議した中で提案をすることですからね。だから、今後ともそのことを一応踏まえた中で、それ以外に、こういう問題はこうじゃなかったのかなというふ

うにね。例えば、5番委員さんなんか、そういうとこをうまくなされてきてますよね。すばらしいなと思うんです。質問じゃなくして、そうじゃなかったんじゃないですか、こうですか、ああ、そうだったってことがあり得ますけどもね。そういうことを心得ていただきたいということを、失礼ながらに皆さんにあえて物申してるわけじゃないんです。そういう姿勢を忘れないようにしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。今後の総会の審議上の問題で、そういうことを申し上げておきたいと。この際、そういうこと注意していただきたいということをですね。我々もそのことを知った上で、総会に臨んで、意見を申し述べていただきたいということですね。そういったとこをきちんとしていただきたいということを、一応このちょうど言えるような機会が出てきましたので、すいません。そういうことで。

以上です。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） この案件に対して、五役会で協議した件について報告いたします。

まず、農地、農業委員会が農転の許可を出す場合に、農地にいろいろ被害がないか、こういうことの観点から議論をしていくわけですが、委員会の中では里道の流れとる赤道からの水が、通常以上の雨が降ったときに、あふれて困るという意見がありました。そこで、その件については、今回その里道に水を流すということになってない。今回は、真ん中に造られた5mの道路のほうに水を流している。その土地にきた水はここに集めて、さらに水路を通して町の水路に流すっていうことが示されています。

そこで、里道との（聞き取り不能）でためますがございしますが、そのためますに、現在、里道から来ておる水がそこであふれるということございしましたから、その田んぼにある隣接用地については、（聞き取り不能）をされて、（聞き取り不能）ような工事を既にされとるそうです。

そこで、計画的には、今回の申請案件が他の土地に及ぼす影響は、農地転用上の問題はないんじゃないかと。ただ、町の立場として、道路の管理者または水路の管理者が、ここについてはそういう状況が顕著であれば、それは別の地点の角度からそのところは取り組むべきじゃないかっていうふうには、農業委員会は（聞き取り不能）五役会ではそういうまとめ方をいたしました。ということで、結果的には、今回の案件について、水に関する問題については、よしとせざるを得ないという。ただ、その報告の中で、（聞き取り不能）問題については、雨量計算がなされて、この工事工程を請け負うという事務局からの報告がございまして、であれば、雨量計算をし、その（聞き取り不能）の一つが流量が流れ（聞き取り不能）、そのことは、雨量計算は最大のところでよしとされてるという状況を把握しますれば、将来において被害が、水害等の被害に対処するんであれば、それは町が別の観点でそこは整備すべきことですねということで、農業委員会はそこまで意見を及ばないというふう

に判断をして、五役会の意見はまとめたところでございます。

さらに、（聞き取り不能）案件としてはできませんでしたが、（聞き取り不能）おっしゃった近隣に農家のあるところで、農家の（聞き取り不能）になるような地域の住宅事情は、先ほど事務局長の（聞き取り不能）でしたが、被害を、新しく来た人が（聞き取り不能）するような被害、（聞き取り不能）、何ですか、そういうやり方はおかしいので、現に（聞き取り不能）としては、従来のやり方にて取り交わし、または、許可相当の土地に、そのことは（聞き取り不能）というふうに思っております。

以上、経過として土地の話についてはそういうことでございましたので、報告しておきます。

図面の中に、公共下水に流す下水道の線が入ってませんでしたから、公共下水に流す水路のところに線を入れた図面に差し替えるように申し上げまして、これは既に新しい図面になって提案されてますから、そのところは直している部分で、だから、五役会は常々そういう慎重な議論をしながら事前調査をやっておりますが、至らぬところまであるかもしれませんが、今後とも十分にそのことは（聞き取り不能）しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 4番。

4番（藤永 茂君） 4番です。今、8番委員から指摘がありましたようなこと（聞き取り不能）になりますけれども、その経緯につきましては、こういう諸問題が出てきたから近隣の方に御相談を（聞き取り不能）ところ、こういったお話が出てきましたので、この総会の場で発言させていただきました。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） こういった住宅等の申請につきましては、当然業者のほうで建築基準法がございまして、そこを全部一応クリアをしてから申請を上げるというような内容でございまして、例えば、水路等とかであれば、当然雨量計算というのはされてるわけですね。ただ、例えば、10年に一度の量、50年に一度とか、100年に一度とかございしますが、10年に一度を大体ベースに雨量計算等はされてるようでございます。なので、藤永委員が御心配されてるのは当然分かります。それ以上のゲリラ等が降れば、そこが氾濫したりっていうような恐れは出てくると思います。ただ、基準は一応クリアしてからの申請という状況でございまして、その辺は御理解いただきたいちゅうか、農地転用申請の段階では必要ないんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにございせんか。なければ、採決をいたします。第3号議案に

ついて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございました。

( 「ありがとうございました」の声あり ) 挙手多数、全会一致で承認することとし、県に進達いたします。

次に、第4号議案 農用地利用集積計画の承認について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長(金子 剛君) 47ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

第4号議案 農用地利用集積計画の承認について、利用権設定。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和4年4月25日、佐々町農業委員会会長。

次、48ページをお願いいたします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(5)の規定による農用地利用集積計画書。これ再設定分でございます。全部で50ページまでで26件。それから、51ページ、こちらのほうにつきましては、新規の2件という状況でございます。この一番右の今回の設定の内容でございますけれども、ちょっと資料を作った段階で、前回の物納であるとか、金納である分をちょっとまだ集まっていない状況でもありましたので、当初の、当初といいますか、前の分の設定の分を入れさしていただいておりますので、そこをちょっと再度確認していただければなというふうに思っております。

以上でございます。

会長(吉野 裕君) この件で何か御意見、御質問ありませんか。2番。

2番(濱野 努君) すいません。再設定の最後の26番、相手方のちょっと(聞き取り不能)。

会長(澤野 裕君) 事務局長。

事務局長(金子 剛君) 50ページを再度お開きください。番号が26番ですね。この〇〇〇さんと借り手が〇〇〇〇さんとなっておりますけれども、〇〇〇〇さんがもうお亡くなりになられておられますので、奥様の名前のほうに変更させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。申し訳ございませんでした。

会長(吉野 裕君) ほかにございませんか。ないようですので、採決いたします。第4号議案について承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。挙手多数、全会一致で承認いたします。(「ありがとうございました」の声あり)

次に、日程5、その他について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長(金子 剛君) それでは、①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進についてということでございます。これは毎年年度初めに皆様にもお願いをしているところでございますが、農業者年金につきましては、毎年本町は1名の方を加入するという目標設定がなされているところでございます。今現在、推進委員長、今、御入院



されてるという状況でもございますので、加入者についても、なかなか事務局のほうでも探してる状況ではございますが、なかなか見つからないというのが現状でございます。昨年につきましては、井手委員さんの奥様に入ってもらったという状況でございます。なので、今後はちょっと、まだ新規就農者とかもいらっしゃいますけど、まだ余裕がないということで、入れないというのが現状でして、今後につきましては、そういった奥様のほうにの加入の推進をしていきたいなというふうに事務局としては考えております。皆様の御協力もお願いしたいと思います。誰か入られる方がいらっしゃるといふのであれば、事務局まで御連絡いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、全国農業新聞でございます。これは皆様にも全員加入していただいているという状況でございますけども、佐々町の今、目標面積が20、指定されてるのが、県から指定されてるのが29に対しまして、今、28ですか。1名マイナスというような状況でございます。これについても、農業新聞に誰か入っていらっしゃる方であれば、教えていただければと思います。金額につきましては、月700円の3か月に1回の2,100円か、の徴収というふうになりますので、農業者年金につきましては、月当たり2万円が最低というような形でございます。農業日数が60日以上あれば加入ができるというような状況でございますので、皆様のぜひ御推進のほうをお願いしたいというふうに考えております。

次、②番でございます。5月の定例会の日程でございますけども、5月の25日水曜日ですね。5月25日水曜日の13時30分から、この第1会議室で予定をさしていただきたいと思っております。それから、五役会につきましては、5月の18日水曜日の13時30分の予定とさしていただいております。

次、行かせていただきます。（私語あり）

すいません。議案の発送の件なんですけど、今月分は20日の日に発送しまして、20日の4時に発送しまして、恐らく皆様のところには22日頃着いたんですかね。21じゃなかったですかね。議案は、総会3日前までに着くような決まり事であるんですけど、5月についても18に五役会をしまして、20日に発送予定なので、（「19日じゃないの。18して」の声あり）19に、そうですね。19ですね。ごめんなさい。18に五役会をして、19に発送すると。で、23ですか。

（私語あり）土日は配達、すいません、私が知らんで。土日は郵便局、配達はされてないんですかね。（「ない」の声あり）されてないんですか。（私語あり）

すいません。何回もすいません。土日が挟みますので、23としたときに、もう2日前になるので、5月25にすればですね。なので、5月の26は皆さん御都合いかがですか。25と言いましたが、26にすれば、20日に発送して23に着くので、26の3日前と。（私語あり）ちょっと26日が、この会議室が空いてるかちょっと確認に行きますので、次にちょっと進めさしてもらってよかでしょうか。

そしたら、③番の視察研修についてということで、ここ2年、もう視察研修のほうにも、コロナの関係で行っていないという状況でございます。この4年度についても、ちょっと今の状況では受入れ側がちょっと嫌がられるといいますか、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えてはおります。今までは、ここ二、三年は九州管内をずっと、鹿児島行ったりとか、そういった形での視察研修をやっていたところでございますけども、以前、北海道とか、遠方のほうにどうかという要望等あっております。ただ、ここ2年間で、今、積立てが正確には一人3万9,000円ぐらいです、今現在で積立てが。なので、遠方に行くとするれば、もう1泊じゃなくて、2泊になりますので、相当な、もう10万ぐらい要るんじゃないかなと、8万、9万ぐらい要るんじゃないかなというふうには考えているところでございます。なので、今すぐというのは難しいでしょうから、今年度も、ちょっと様子見ないと分かりませんが、ちょっと行ける状況にはないかなって、事務局のほうでは判断しているところでございます。その間には当然、6,000円ずつためていってますので、当然もう少したまるというような状況で、来年度ぐらいにはっきりどういうふうに、遠方に行くか、それとも、こちらで行くかというような状況はやっていきたいなと、考えて計画立てていきたいなというふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

ただ、今、バスの借上げ代とか、高速代とか出てますけども、結局視察研修ですので、それに研修になるようなところに行かないことには、そのバス代とかもあまり財政的にはちょっと難しいのかなって思っているところではあるんですけど、事務局としてはですね。ただ、どうしてもということであれば、積立ての中から全部出すというような形でも行けないことはないと思います。その辺、皆様の御意見をいただければなというふうに思います。なので、皆様の御意見が大体まとまれば、当然旅行社にすぐ行程なんかは組めますので、そういったところは、ちょっと御意見を聞かしておいていただければなというふうには思っております。（私語あり）なので、そこら辺の何か、どうすればいいか、ちなみに、九州管内って、多分ほとんど皆さん、もう行かれてるところばかりと思うんですけどね。（私語あり）今すぐでは本当難しいでしょうから、何か要望がありましたら、事務局のほうまで言っていただければというふうに思っておりますので、なので、今年度につきましては、今のところちょっと予定はないという状況で御判断いただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと戻りますけども、5月の定例会の日程でございますけども、部屋が空いておりましたので、5月の26木曜日ですね、の13時30分から、この場所での開催を予定させていただきたいと思っております。なので、20日発送しまして、土日挟みますので、23に議案が着くという予定でございます。

すいません。次、その他のその他に移らせていただきますけども、今年度の活動記録簿なんですが、冒頭会長からありましたように、いろいろ改正が、法の改正等がっております。それで、今年度の書き方が大分変わってくるようになっております。

13ページをお開きください。表紙のほうは、ちょっとこちらのほうでお名前のほうを入れさしていただいております。13ページから記入をしていただくような形にはなってるんですけども、昨年と違って、何時何分どこでどういった内容でと、事細かく書くように今年度からなっております。例えば、13ページと14ページを見ていただければ、黒いところ、ナンバー1、ナンバー2、14ページがナンバー3、ナンバー4ってなってると思いますけども、これが一日分の一応記録ということで4月はあるんですけども、これももう全然無視して構いませんので、またがったら、もう15からずっと16、17っていうふうに書いていただいて結構ですので、足りない分は、今、農業会議のほうで追加の記入記録簿を作っておりますので、それを皆様にお渡しします。それで、そちらのほうに追加分は書いていくっていうような状況で、書けなくなったら。

ごめんなさい。また戻りますけど、11ページと12ページにかけて、この記入例ですね、が書いてあると思います。なので、これを参考に記入をしていただければなっていうふうには考えております。当然事務局のほうもこういうスタイルになったのは初めてですので、ちょっと、1年間ちょっと見てみないと、どういった状況ちゅうのもちょっと分からないというのが現状ですね。（私語あり）どうぞ。マイクばつけてもらってよかですか。マイクばよかですか。マイクつけてください。

それと、皆様の活動のときの活動費が、今、私の前のときに設定されてたと思うんですが、1時間840円での計算になってたんですね。今もその規約があるものから、それに基づいてしか支出ができてないんですね。ただ、国・県が指定してるのは、一日6,000円でいいよってことに、今、なってるんですね。なので、1時間しても一日6,000円というような、2時間でも一日6,000円でいいよというような形になってるので、うちのほうの規約をちょっと変えて、一日6,000円に変えていこうかなというふうには思ってるんですが、そちらで今もう840円でもう時間ごとにずっといっているんで、840円での何日の委員さん分のやり方で組んでいますので、今年度まではちょっと、予算的にちょっと厳しいかなと思うんですが、令和5年度からはそういった形での予算を組み方をしようかなと。その場合には、規約の一部改正ちゅうのが必要になってきますので、なので、その辺をちょっと規約の改正で、ちょっと提案させていただこうかなというふうには考えております。

5番（築城 武美君） 規約改正は総会がするんですか。

事務局長（金子 剛君） 総会で一応決めさしていただこうかなと思っております。

5番（築城 武美君） そうすると、町の予算組みの財政のほうとの（聞き取り不能）とか、そういうの出てくる（聞き取り不能）して、農業委員会の総会が決めれば大きいなということですね。（私語あり）

事務局長（金子 剛君） そうです。以前も、以前っていいですか、840円の時も総会で決めて予算化してるんですね。ただ、それは国の10分の10のあれになりますの

で、6,000円で組んでも財政的には問題ないと思います、国の補助なので、全部。  
5番（築城 武美君） 財政のほうがそういうところをちゃんと予定して予算化をしとかんと、（聞き取り不能）。

事務局長（金子 剛君） はい。そうです。農業委員会で決定をしてからというふうな形ですね。なので、もう来年度の新年度予算でしか多分それはできないと思います。

5番（築城 武美君） そうすると、今の（聞き取り不能）のが、6,000円の差額はその地方が留保してるわけですね。

事務局長（金子 剛君） いや、ごめんなさい。申請を上げるときに、県に、840円だけでしか申請してないので。

5番（築城 武美君） そうすると、交付は出ない（聞き取り不能）。

事務局長（金子 剛君） そうです、そうです。

5番（築城 武美君） （聞き取り不能）。

事務局長（金子 剛君） だけの交付です。

5番（築城 武美君） ありがとうございます。（私語あり）

事務局長（金子 剛君） すいません。今、活動記録簿の件でちょっとお話をしたと思えますけども、県の方針が、あくまでも県の方針なんですけど、月8回以上の活動を目指すという形で、今、来てるわけですね、県のほうから。ただ、ちょっと、私はちょっと担当変わったばかりでよく見てないものですから、来月その辺はちょっと詳しくお話をさしていただくのかなと思いますので、その活動の記録についてはですね。とにかくもう活動をしてくださいというのが県の方針だと思うので、その詳しい内容については、来月また話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。  
以上でございます。

会長（吉野 裕君） 活動の方法も、一日、例えば、午前中、そういう田んぼの周りで話のあった、昼から会議に行って、違うまた話があったって、一日に何回あって、3回、4回あっても、つまり4件で、最初は県のほうは4件として計算するっていうはずだったんですけど、国のほうは一日の日にちのうちであれば、それはもう一日1件としかならない。だけん、全国農業会議所と県の農業会議所と少しまた感覚がずれがあるので、県のほうからしっかりとしたそういうのが出てこない、極端な話、一日、二日で大体目標は8件って言われたんですけど、8件ぐらいできるときもあるとですよ、そういう計算をすれば。一日を、たとえ10分でも、15分でも、1件は1件という捉え方は、それは変わらないとですけど、一日の捉え方が、一日のうちに何件あっても、3件あれば、それは3件たいって県は最初言われた。国のほうに言わせれば、それは、一日のうちにはもう何件あろうと一日って言われた。そこにまだすり合わせちゃうか、少し、その後どういうふうに調整されたかは分らんですけど、だけん、書き方の例題といいますか、ありますように、とにかく後で書こうって思うたって、なかなか書けんけ、車の中とか何とかにメモ用紙ば持つって、今日は誰かさんからこう

いう話があったっていうとを書いとって、後で整理するっていう、とにかくそういうと、まず、4月、5月で始めてくださいと、3月の末にこういうのが出てきて、すぐ4月からやれって言うて、今、法が改正されてなるとですよ。まだ……。追って県のほうからしっかりとガイドラインが来ると思っています。

事務局長（金子 剛君） そこは、来月に皆様にお知らせしたいと思います。

それで、すいません、事務局からまた全然別件なんですけど、毎年、だから、県北管内、佐世保から平戸なので、佐世保、松浦、平戸、佐々、小値賀、この3、2市町で、事務局だけなんですけど、研修会をしてるわけですね。その事務局を持ち回ってるんですね。皆様方には直接御関係はないんですけど、2年前から、もううちに回ってきたわけですよ。ただ、2年間コロナで延びてるわけですね、それが。今年はもう開催しようかなと思っておりますので、8月の初めに事務局職員と会長が入っての各課題を持ち寄って、佐世保市だったらこうやってるよというような形の勉強会を毎年してるもんですから、その後懇親会をして、次の日はちょっとした午前中、視察研修をしてるというような状況なんです。なので、今年度はもう、ちょっと開催しようかなって、8月初めにしようかなって思うておりますので、視察研修っていいですか、今、新規就農で〇〇〇〇さんって、新規就農のミニトマトの方がいらっしゃるんですけど、そこのハウスを見るということと、お茶ですね、牟田原の。お茶のほうもちょっと視察で行こうかなというふうに考えております。一応お知らせです。そういった形で毎年事務局を持ち回って、各市町で開催してるというのがありますので、一応お知らせです。今年度がもう2年間延びてるので、佐々町が担当のところということで、そういう形で毎年実施しておりますので、一応お知らせです。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかに皆さんのほうから何かありませんか。なければ、本日の会議を終わりたいと思います。お疲れさまでした。（「どうもありがとうございました」の声あり）

（ 閉 会 午後 3時 05分 ）